(判例研究)

民法七二四条後段の二〇年の期間制限と権利濫 用

桜島村不発弾爆破国家賠償請求事件

采

女

博

文

小法廷判決 (昭和五九年)(第一四七七号国家賠償請求事件)

民集四

平成元年一二月二一日最高裁判所第一

三巻一二号二二〇九頁

破棄自判

〔判決要旨〕

民法七二四条後段の規定は、不法行為による損害賠償請求権の除斥期間を定めたものである。

至近距離で突然爆発し、燃焼した油脂を顔面その他身体前面部全体に浴びて重傷を負った(以下本件事故という)。 発見された三個の不発油脂焼夷弾の処理作業に伴う山林の防火活動に従事していた。その際に、 X (原告・控訴人・被上告人) は、 右不発弾の一個が X 1 0

昭和二四年二月一四日、

鹿児島県鹿児島郡東桜島村の山中において、

同山林中で

巡査 またはその要請を受けた米軍小倉弾薬処理班の将兵二名がその職務として行ったものである。 右不発弾の処理は、 0 出動要請を受けた東桜島消防団高免分団長の求めに応じて高免部落の約二○名とともに消防団員でないxも参加 国の公権力の行使にあたる公務員である国家地方警察鹿児島地区警察署西桜島派出所勤務のT巡査 前記山林の防火活動は、 Т

したものであった。

T巡査の指図でXや消防団員らが右不発弾にスコップで砂をかぶせる作業をした。ところが、その作業が終わると同時 せようとしたところ爆発せず、不発弾の胴体が割れ、そこから火が出て燻焼し、 員が不発弾から五、六○メートル離れた箇所に避難して行われた。しかし三個目の不発弾に前記爆破装置を付けて爆発さ 右不発弾の処理作業は、米兵が不発弾の露出部分に爆薬を詰めて爆破装置により爆破させる方法をとり、 山火事のおそれがある状況であったので、 爆破の際は全

に不発弾が突然爆発して本件事故が発生した。

定等の後遺症がある。 に燻焼し続ける極めて危険な不発弾にスコップで砂をかぶせる作業をさせる等した過失により発生したものである. 顔面全体の瘢痕、 本件事故の結果、xは、全身の火傷に丹毒症を併発し、約六か月間入院加療して漸く一命をとりとめたものの、 本件事故は、 不発弾の爆発による人身事故等の発生を未然に防止すべき義務を負っていたT巡査らが、Xら消防団員 高度の醜貌、 左無眼球、右目視力の極度の低下、両耳の難聴、瘢痕性萎縮による左肘関節の伸展位の固

に基づき、┰に対し特別障害給付金として一八万四○○○円、┰に対し障害者の妻に対する支給金として七万五○○○ 支給に関する法律に基づく障害給付金として一三万円、休業給付金として七五〇〇円を支払い、同四二年一二月には同法 〇円をXに支払った。また国は、昭和三七年九月にXに対し、連合軍占領等の行為等による被害者等に対する給付金 一一月療養費として四万五〇六〇円、昭和二六年三月及び同二八年二月に特別補償費事故見舞金として合計一〇万八〇〇 (被告・被控訴人・上告人)は、 昭和二四年八月から同年一二月までの間、療養見舞金として五万二三九〇円、 同年

基づき、本件事故による損害賠償を求めて本訴を提起した。第一審はXらの請求を棄却した。控訴審はXらの請求を一 XXは、国に対し、本件事故の発生の日から二八年一〇か月余りを経過した昭和五二年一二月一七日、 国家賠償法に

円を支払った。

本件事故当時、

[控訴審判旨]

斥期間) 斥期間を定めたものと解するとしても、被害者保護の観点から時効の停止、中断を認めるいわゆる弱い除斥期間(混合除 用を認めないと被害者に極めて酷な場合が生ずることなどに照らし、消滅時効を定めたものと考える。たとえ、これを除 加害者及び損害の認識を前提とした不法行為に独特の三年の短期時効を補充するものであること、時効の中断、停止、 ヲ経過シタルトキ亦同シ」として前段の「時効ニ因リテ消滅ス」を承けた規定の文言、立法者の消滅時効であるとの説明、 (1)まず、民法七二四条後段については時効説を採用した。「民法七二四条後段所定の二○年の期間は、その「二十年 であるというべきである」。

- (2)その起算日については、同条後段の「不法行為ノ時」という法文や長期時効設定の趣旨からみて加害行為の時で その後の個々の損害の発生日ではないとした。
- した被害調書が作成されたため、その後その責任の所在が不明となり、所管部局も判明しないことになった。 が本件不発弾処理に全く関与せず不意に駐在所に訪れた米軍兵士二名を派出所巡査が案内したにすぎないという事実に反 ため加害行為への関与を隠蔽するような公文書を作成することは許されない。事故直後に、鹿児島地区警察署長名で同署 信義誠実を旨としてその国務を遂行すべきであり、いやしくも事故の損害賠償責任が明らかであるのにその責任を免れる 時効援用権の濫用については次のように判断した。国政は国民の厳粛な信託によるものであり、 国は国民に対し

の上に眠る者とはいえない。「本件のように国が損害賠償義務を履行していないことが当事者間に争いがなく明白な場合 方Xらは、 本件事故後、 鹿児島市役所、 鹿児島県庁等国の出先機関等に何度となく被害の救済を求めており、

給付金支給の際に国が損害賠償義務が国にあることを知らなかったことには過失がある。

た。しかし鹿児島地区警察署係員は国の損害賠償義務を知り、

占領軍給付金規定に基づく給付金の支給を担当した防衛施設庁の係員は国の損害賠償義務を知らなかっ

または容易に知り得べかりし状況にあった。したがって、

には時効などの保護を与える必要性に乏しく、時効等はできるだけ制限して解釈するのが相当であることに照らし以上の 過を主張することは信義則に反し、権利の濫用として許されない(最判昭五一・五・二五民集三〇巻四号五五四頁参照)。 各事由を総合して考えると」、国がXらの本件損害賠償請求権につき二〇年の長期の消滅時効を援用ないし除斥期間の徒

(4)また、短期時効については次のように判示している。

びにこれと不法行為者である公権力の行使にあたる公務員との間に使用関係がある事実に加えて、一般人が当該不法行為 昭四四・一一・二七民集二三巻一一号二二六五頁参照)とした。 が国等の公権力の行使たる職務を行うについてなされたものであると判断するに足る事実をも認識することをいう 加害者の認識について、「加害者ヲ知リタル」とは、国家賠償法一条の場合、 被害者らにおいて、 国又は公共団

として許されない」。 らに加害者が国であったことが認識し得たものとして、その判断の誤りを咎めることは信義則に照らし許されない。 その判断が可能な事実をXらが知ったものとはいえないし、自らその判断を誤らせる証拠を作成した国らにおいて、 要するのが原則であるところ」、国の出先機関係員などでさえXらから本件事故の経緯を聞いても本件事故が国の公権力 下においては、「民法七二四条前段の短期消滅時効が被害者の感情の時の経過による回復を考慮したもので、その点にそ 他の機関への出頭を促すことを繰り返し、いわゆるたらい回しにするのみで責任の所在すら判明しなかったなどの事情の の行使である職務について行われたものであることを知らなかった、あるいは判断できなかったものであるから、一般に の特殊性があることに照らし、本来加害者の認識は単に知らねばならないというのみでは足らず、これを確知することを かりに加害者および損害の認識が国側主張のとおりであるとしても、 国の出先機関係員などでさえ、 国に本件事故の賠償責任があることに気づかずxらの被害救済の申し出に対し徒らに 国の時効の援用は「信義則に反しかつ権利の濫用 X

(上告理由)

の当否を論ずる余地がなく、まして援用権の濫用が問題となる余地のない」ものである。 裁判所がそれに基づいて裁判をしなければならない除斥期間と解すべき」であり、「信義則違反や権利濫用の有無等主張 (第一点)民法七二四条後段所定の二〇年の期間は、 「権利の存続期間を定めたもので、当事者の主張、 援用を待たずに

(判決理由)

期間は被害者側の認識のいかんを問わず一定の時の経過によって法律関係を確定させるため請求権の存続期間を画 年の時効は損害及び加害者の認識という被害者側の主観的な事情によってその完成が左右されるが、 と解することは、不法行為をめぐる法律関係の速やかな確定を意図する同条の規定の趣旨に沿わず、 定めたものと解するのが相当であるからである」。 ある。けだし、同条がその前段で三年の短期の時効について規定し、更に同条後段で二〇年の長期の時効を規定している 「民法七二四条後段の規定は、不法行為によって発生した損害賠償請求権の除斥期間を定めたものと解するの むしろ同条前段の三 同条後段の二〇年の 的に

そして、このような場合には、 1の経過により本件請求権が消滅したものと解すべきであり、 「Xらの本件請求権は、すでに本訴提起前の右二〇年の除斥期間が経過した時点で法律上当然に消滅したことになる。 主張自体失当であって採用の限りではない」として結論を同じくする一審判決を正当とした。 裁判所は、除斥期間の性質にかんがみ、本件請求権が消滅した旨の主張がなくても、 したがってXら主張に係る信義則違反又は権利濫用の 右期

(研究)

よって行われたが、原告らは、現場に赴いたT巡査の指図の下で爆破作業の下準備等に参加した際に本件被害にあったも 〔一〕 本件事故の原因となった不発弾の処理作業は鹿児島地区警察署の要請を受けた米軍の弾薬処理班の将兵二名に

しかし政のである。

作業及びこれに類する事故に因り危害を受けた者に対する援護に関する件」、その後五回にわたる修正) の見解を堅持していたので国家賠償法の適用による処理を行わず、 しかし政府は、 占領軍の犯罪や事故による国民の被害に関して、 その損害賠償の責任は国際法上連合国側にあるものと 見舞金制度 (昭和二一年閣議決定「進駐軍による爆破 の運用を行って

被害の救済を訴えても要領を得ないまま経過し、Xらが国家賠償法一条に基づく損害賠償を求めて訴えたときには事故 調書が作成されたことなどもあり、その後責任の所在が不明となり、国の委任事務を担当する県庁の係員などにXらが 発弾処理に全く関与せず不意に駐在所に訪れた米軍兵士二名を派出所巡査が案内したにすぎないという事実に反した被害 害の賠償は行われないままであった。控訴審の指摘するところによれば、事故直後鹿児島地区警察署長名で同署が本件不 あるから、 軍によって国民にもたらされた被害であるということにとどまらず、公権力の行使にあたる警察官の過失に基づく事故で 給に関する法律 本件の場合にも、この見舞金制度による見舞金、 占領軍とともに国自体もまた損害賠償の責任を負うべき事件であったにもかかわらず、国家賠償法に基づく損 (昭和三六年法律二一五号) に基づく給付金は X らに支払われた。しかし、本件事故の場合には、 および「連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支

して本件最高裁判決は、 提起まですでに二○年以上経過しているから長期時効が完成しうる状態にあるとしたうえで、消滅時効の援用もしくは除 斥期間の徒過の主張を信義則違反・権利濫用として退けることによってXらの損害賠償請求の一部を認めた。これに対 要するに控訴審は、不法行為に基づく損害賠償請求権に対する消滅時効の援用 控訴審は、民法七二四条後段の適用にあたって、その起算点を事故発生の昭和二四年二月一四日として、 民法七二四条後段を除斥期間と解したうえで信義則違反・権利濫用の主張を封じたものである。 (ないし除斥期間徒過の主張)に対して 同日から本訴 発生後すでに二〇年以上が経過していた。

除斥期間の定義づけからの論理的な帰結かもしれないが、仮にそうであるとすれば、逆に本件判決は損害賠償「請求権」 も信義則の絞りをかけたのに対し、最高裁は除斥期間説からストレートに信義則違反の検討不要の結論を導きだしたもの この結論は、 期間経過により法律上当然に「請求権」は消滅するのであり、その主張 (援用) を要しないとする

の期間制限の規定を除斥期間と解する場合の問題点をあらためて浮き彫りにしたともいえる。

関係に起算点をとっているということは、 制限のとき長期は除斥期間とする最近の学説 重点があるのだとしても、 被害者側の認識と無関係に請求権の存続期間を画一的に定めたものであるということにつきる。これは、長短二重の期間 除斥期間と解する最高裁の論拠は、その期間の起算点が被害者側の認識(主観)にかかる短期時効に対し、 そのことは信義則違反・権利濫用を論ずる余地のない除斥期間と解すべき論拠を示すことには 除斥期間であることの論拠としては弱すぎる。また、存続期間の「画一 (通説か)と軌を一にしている。しかし、七二四条後段が当事者の認識と無 長期期間は 性に

間説のそれぞれの論拠を確認し、つぎに消滅時効・除斥期間と信義則・権利濫用との関係について検討する。 なお、あらかじめ七二四条をめぐるその他の論点について簡潔に触れておきたい。⁽¹⁾

以下では、まず最高裁判旨として取り上げられている七二四条後段の二○年間の法的性質をめぐる消滅時効説と除斥期

(1) 二〇年の期間の起算点

ならないのではないか。

沿ったものである。 高裁もこれを当然の前提としているようである。これは一般不法行為に関しては加害 本件控訴審は起算点については、 起算点は個々の損害発生日ではなく事故発生日であるとしている。 (原因) 行為時とする判例 明瞭ではない 通説に が最

ある。たとえば、労働災害による複数の障害への罹患の場合に関する裁判例は、複数の障害がすべて出現・顕在化し、 しかし累積性・進行性の人身損害の事件を前にして裁判例・学説はおおきく揺れており、 損害発生時説もかなり有力で

ついずれの障害も当該障害自体としては進行拡大が止まり固定した時点を起算点として一律に期間が進行するとする。 ち損害賠償請求権成立前に期間を進行させる合理的理由はない。不法行為の時という文言を敢えて、民法一六六条一項の しかし、一般的不法行為の場合でも、不法行為はその成立要件として損害の発生を要求しているし、 損害発生前すなわ

「般原則の例外を定めたものと解する必要性は乏しいと思われる。 (4)

(2) 三年の短期消滅時効の起算点(3)

うについてなされたものであると判断するに足る事実を認識したものとして、七二四条前段の加害者を知ったものという たことは明らかであり、一般人が当該不法行為(危険防止措置の不適切)が公権力の行使にあたる公務員がその職務を行 違反・権利濫用であるとして、二段構えの構成をとっている。 としている。そのうえで更に、仮に加害者および損害の認識が被害者にあったとしても、 余地がないではないとしながらも、信義則に照らし、本訴提起直前に至るまでXらにおいて知ったと認めるに足りない が注目される。まず、加害者の認識について、T巡査が消防団員らに対して一定の指示をしていたことをXが認識してい この点について最高裁は言及していない。控訴審が信義則を二重に適用して、国側の短期時効の援用を封じていること 国側の短期時効の援用は信義則

[二] 消滅時効と除斥期間

消滅してしまうことにある。したがって消滅時効と異なり除斥期間については中断はありえない。また当事者の援用を消滅してしまうことにある。したがって消滅時効と異なり除斥期間については中断はありえない。また当事者の援用を 必要とすることなく、裁判所は職権で権利の消滅を判断することができる。 滅時効と異なるのは、当事者の意思や行為を全く問題にしないで、とにかく一定の期間内に権利を行使しないと、 斥期間とは権利関係を速やかに確定しようとする目的で定められた権利行使期間を限定するものである。 ら区別し、時効のときはその旨を明文で示すことにした。これを承けて今日、講学上つぎのように説明されている。 民法の起草者は、権利の「特に」速やかな行使が求められる場合を中断・停止を認めない除斥期間として時効か 除斥期間が消 権利が

したがってまた、除斥期間の経過の主張が権利濫用となることもない、ことになりそうである。本件最高裁判決はこの(2) このような定義からすると、除斥期間については当事者の援用を必要としないから、援用権の喪失ということもない。

ような論理をそのまま躊躇なく採用しているものである。

いて権利の性質や規定の趣旨・目的などを考慮して実質的に判断すべきであると主張されている。⑴ は時効のときはその旨を明らかにするとしているのに対し、今日では、法文の文言にとらわれずに、それぞれの場合につ 期間制限を定めている各規定を消滅時効と解するか除斥期間と解するかについても議論は錯綜してい る。

では、 本件で問題となっている七二四条後段の期間制限は消滅時効と解すべきであろうか、除斥期間と解すべきであろ

不法行為に基づく損害賠償請求権に関する民法七二四条後段の二〇年の期間は、民法の起草者は消滅時効と解していた

以下では、まず除斥期間説に立つ裁判例を概観し、つぎに除斥期間説と時効説のそれぞれの論拠を確かめることにする。(ミウ れている。また除斥期間説に立つ裁判例も増えているようである。しかしなお最近の個別論文では時効説がすくなくない。(エシ 、かっては学説でも時効期間と解する説が通説であった。しかし今日、 (3) ほとんどの教科書では除斥期間として説明さ

(二) 除斥期間説の論拠

裁判例は地裁・高裁の判決二三件、 ○年間の期間は除斥期間と解するのが合理的である」として援用している除斥期間説に立つ裁判例を検討することにする。 上告理由が、「民法七二四条の規定の趣旨、目的、 最高裁判決一件である(うち五件は公刊物未登載のため考察の対象から省く。ただし 権利の性質等についての実質的な検討からすれば同条後段所定の二

(ホ)結論への影響の有無・請求の認否、(へ)備考について簡潔に摘示する。 以下に、(イ)事件の特徴 (損害賠償請求の理由)、(ロ)被告、(ハ) 除斥期間と解する理由づけ、 Ξ 起算点の取り方、

内二件は〔10〕〔16〕の控訴審判決である)。

- 〔1〕熊本地判昭四七年八月一四日訟務月報一八卷一一号一七〇五頁
- 過により請求棄却。 (イ)農地買収処分の無効による所有権の喪失、(ロ)国、(ハ)説明なし、(こ)買収処分の時、 (ホ) 除斥期間の経
- 〔2〕大阪地判昭四八年四月二五日下民集二四巻一・四号二二六頁
- 速やかに行使されることを意図して設けられた」、(こ)再審判決の確定、 (イ)誤った有罪判決に基づく懲役刑の執行、(ロ)国、(ハ)「除斥期間は権利の行使を限定する期限であり、 (ホ)請求認容。
- 〔3〕神戸地判昭五〇年二月二一日訟務月報二五卷二二号二九六八頁
- な事実であり、請求権は既に消滅。(二)買収処分の時、(ホ)第二の買収については除斥期間経過により請求棄却 (イ)農地買収・売渡処分の無効、(ロ)県知事・被売渡人・国、(ハ)除斥期間と解し、期間経過は当裁判所に顕著
- 〔4〕大阪高判昭五〇年一一月二六日判例時報八〇四号一五頁 (イ)誤った有罪判決に基づく懲役刑の執行、(ロ)国、(ハ)説明なし、(こ)
- に過失がないとして請求棄却。 〔5〕 大阪高判昭五二年五月一八日訟務月報二五巻一二号二九七五頁 (ハ)原判決理由説示を引用し、「当裁判所に顕著な事実」を「記録上明らか」と訂正、(こ)買収処分の時、(ホ) 控
- 〔6〕東京地判昭五三年二月二二日訟務月報二四巻二号二二一頁

訴棄却、(へ)〔3〕の控訴審判決。

- 時・売渡処分の時、 (イ)未買収地の被売渡人による時効取得により所有権の喪失、 **赤** 除斥期間経過により請求棄却 国、(ハ)説明なし、(ニ)違法行為がなされた
- 〔7〕大阪地判昭五三年二月二七日判例時報九〇三号七二頁

再審の無罪判決の確定、

(木)

裁判官

- (ハ)説明なし、 (イ)戸籍事務上の過誤により日本国籍に編成されてきたが、「錯誤」を理由として戸籍が職権で削除された。(ロ) 国、 (二) 違法行為のとき (民事局長の第一次指示、第一戸籍の編成)、(ホ) 損害との因果関係がないなど
- 〔8〕東京高判昭五三年一二月一八日判例タイムズ三七七号八四頁、 同三七八号九九頁

として請求棄却

- が被害者の主観的事情に左右されることを鑑み、これを制限して画一的にできるだけ速やかに法律関係の確定をはかる。 一般の消滅期間を倍加した二〇年は実際上も長期であり、中断を認めて期間の伸長を許すことはその趣旨に合致しない。 (イ)農地の違法な売渡処分と被売渡人の取得時効により旧所有者が所有権を喪失した。(ロ)国、(ハ) 三年の時効
- 損害発生の原因をなす加害行為が事実上なされたとき、売渡処分の時、(ホ)除斥期間経過として控訴棄却。
- [9] 最判 (一小) 昭五四年三月一五日最高裁判所裁判集民事一二六号二四三頁=訟務月報二五卷一二号二九六三頁

(ロ)県知事・被売渡人・国、(ハ)除斥期間と解して国の援用がないにもかか

(イ) 農地買収・売渡処分の無効、

- らず請求権が当然に消滅したとした原審判断を支持。(ニ)(買収処分の時)、(ホ)上告棄却、(へ)〔5〕の上告審。 仙台地判昭五四年四月二七日訟務月報二五巻八号二一九四頁
- 為が事実上なされた時、遅くとも登記嘱託の時、 (イ)二重の売渡処分。被売渡人の一方が時効取得し、他方が所有権を喪失、(ロ)国、(ハ)説明なし、(ニ) (ホ)除斥期間の経過により請求棄却。
- 〔11〕東京地判昭五五年五月二六日訟務月報二六巻九号一五七一頁
- 除斥期間の経過により請求棄却。 (イ)誤った農地買収処分・売渡処分とその登記、(ロ)国、(ハ)説明なし、(ニ)売渡処分ないしその登記の時、 (本)
- 〔12〕大阪地判昭五五年五月二八日判例時報九九二号九〇頁
- (イ)違法な買収処分と被売渡人の時効取得により旧所有者が所有権を喪失した。(ロ)国、(ハ)一般の消滅期間を

者の法的安定をはかるために被害者が実際上権利を行使できなくても期間の進行を認める。 る。(二)加害者にとって明らかな加害行為の時。二〇年の期間は被害者側の主観的事情による浮動性を排除して加害 倍加した二○年の期間はかなり長期で、そのうえ更に中断を認めて期間の伸長を許す結果になることはその趣旨に反す (ホ) 除斥期間経過として

- 〔13〕広島地判昭五五年七月一五日判例時報九七一号一九頁
- 確定、(ホ)有罪判決に関与した裁判官の違法性なしとして請求棄却。 (イ)誤った有罪判決に基づく懲役刑の執行(加藤老事件)、(ロ)国、 (ハ) 説明なし、(ニ) 再審による無罪判決の
- 〔4〕東京地判昭五六年二月二三日判例タイムズ四四一号一二五頁 (イ)売渡処分のさいに誤った登記嘱託およびその受理により登記もれがあり、被売渡人が所有権を喪失した。(ロ)
- の前提を欠き失当である。(ニ)加害行為が事実上された時・登記嘱託とその受理、(ホ)除斥期間経過として請求棄却。 その趣旨に反する。除斥期間と解するのが相当であるから、援用という行為を観念する余地がなく権利濫用の主張はそ 般の消滅時効期間を倍加した二〇年は実際上かなり長期であり、このうえさらに中断を認めて期間の伸長を許すことは 国、(ハ)被害者側の主観的事情を要件としない画一的基準を定めることによって法律関係の速やかな確立を図る。
- そくとも被売渡人への登記の時、 無効な買収処分。被売渡人の時効取得による所有権の喪失、(ロ) (ホ) 除斥期間経過により請求棄却 国 2 説明なし、 Ξ 加害行為の時 お

<u>15</u>

長崎地判昭五六年一〇月一日訟務月報二八巻一号二三頁

- 〔16〕神戸地判昭五六年一一月二〇日判例タイムズ四六七号一五五頁
- 3 未墾地買収無効、 (ロ) 国、(ハ)説明なし、(ニ)買収処分または売渡処分の時、 (ホ) 除斥期間経過として請

— 172 —

却。

〔17〕東京高判昭五七年四月二八日訟務月報二八巻七号一四一一頁

(イ) 過誤による二重登記により一方が所有権を喪失。(ロ) 国、(ハ)

説明なし、(ニ)

損害発生の原因をなす行為の

- (ホ)除斥期間経過により控訴・新訴請求棄却、(へ)埋立地の保存登記、 国家賠償法施行前の行為。
- 〔18〕宇都宮地大田原支判昭五七年一一月二七日判例時報一〇八一号一一四頁
- は脱漏した、その後これを奇貨として贈与者が他に売却し登記を済ませた。(ロ) (イ)土地の贈与を受け移転登記申請をして受理され登記済証は交付されたが、登記官の過誤により所有権移転登記 国・贈与者、(ハ) 説明なし、(ニ)
- 〔19〕東京地判昭五八年二月二一日判例時報一〇九一号一一〇頁

登記官による違法行為の時・登記の脱漏という不作為の時、(ホ)

国に対する請求は除斥期間経過として請求棄却。

(イ)同一の土地に二重登記がなされ、無権原者からの買受人が登記官の過失を理由に損害賠償を求めた。 旦 国

て期間の伸長を許すことはその趣旨に背反する。(ニ)加害行為が事実上なされた時、(ホ)除斥期間経過として請求棄 (ハ)法律関係の速やかな確定を図るもの、

一般の消滅時効期間を倍加した二〇年はかなり長期、

なお、 そのほか除斥期間説に立つ最近の裁判例に次のものがある。

〔20〕京都地判昭六〇年三月一五日判例タイムズ五五九号一七一頁

(イ)砒素ミルク中毒、 (ロ) 森永乳業・国、(ハ) 説明なし、(ニ) 販売停止・ 回収措置の時、 * 請求棄却、

砒素ミルク飲用を不明とする。

〔21〕前橋地判昭六〇年一一月一二日判例時報一一七二号一五頁 (イ)トンネル掘削作業によるじん肺罹患、(ロ)建設会社、(ハ)

説明なし・除斥期間は経過していない、

 $\widehat{\Xi}$

そのうえ中断を認め

した一個の不法行為として従業の最終期日、(ホ)請求認容。

〔22〕福島地判平二年二月二八日判例時報一三四四号五三頁

慮義務違反に基づく損害賠償請求を認容、(へ)安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権に関して消滅時効の援用を (イ)採炭等の粉じん作業によるじん肺への罹患、(ロ)炭礦会社、(ハ)本件最高裁判決 加害行為の止んだ時(粉塵職場を離れた日)と最初の行政決定がなされた時とのいずれか遅い方、(ホ) (裁判所時報登載) 安全配

権利濫用とした。

いずれも中断の有無が事件の争点になっているわけではない。 いう理由をあげるものは、〔2〕〔8〕〔19〕である。「二〇年は長期である」とする理由をあげるものは、〔8〕〔12〕〔14〕 、〔9〕である。これらの裁判例では「かなり長期である」ということが「中断をゆるさない」根拠づけにされているが、 以上の裁判例のうち除斥期間と解する理由づけを明らかにしているものは少ない。「権利関係を速やかに確定する」と

は〔4〕である。しかし〔4〕は、消滅時効と解したとしても権利濫用の主張が認められる余地は少ない事件のように思 (〔3〕〔5〕と同一事件)〔4〕である。特に、「援用不要」ということから「権利濫用」の再抗弁の余地を封じているの

除斥期間と解することによって事件の解決に決定的な影響を及ぼしているのは、援用不要とする趣旨が特に明瞭な [9]

求権消滅という構成は回避されている。なお、除斥期間経過を理由として被害者側の敗訴となっている〔1〕〔6〕〔8〕 無罪の事例〔2〕〔4〕〔13〕では起算点を後にとる(再審による無罪判決確定の時)ことによって除斥期間経過による請 〔10〕〔11〕〔12〕〔15〕〔16〕〔17〕〔18〕〔19〕は、むしろ起算点の取り方が事件の結論を左右している。また〔7〕〔20〕 その他の裁判例においては、 除斥期間と解するか消滅時効と解するかが事件の結論を左右しているわけでは けではない

学説が七二四条後段を除斥期間と解する論拠は必ずしも明瞭でないように思うが、いくつかの理由が述べられていない

様に無意味である。

く損害賠償請求権については消滅時効の援用を権利濫用として退けるという方法で深刻な被害に対応している。 22 は請求権そのものが成立していない事件のようである。なお本件最高裁判決の除斥期間説を踏襲した例として注目される は、 一方で除斥期間については時効援用の権利濫用は問題にならないとしながら、 他方で安全配慮義務違反に基づ 今後の裁

判例の跛行的な歩みを予感させる判決である。

れてきたというわけではなさそうである。では、学説のなかでそのような論拠が示されているのであろうか ければならない根拠を明らかにしている裁判例はないということである。どうも除斥期間説は裁判例のなかから生み出さ あたらない。 念でもって信義則違反・権利濫用の抗弁を封じこめたという点にある。このような裁判例は本件最高裁判決のほかには 以上、 本件最高裁判決の特異性は、信義則違反・権利濫用の抗弁が認められる余地があったにもかかわらず、 除斥期間説に立つとされる裁判例の検討の結果として言いうることは、七二四条後段を敢えて除斥期間と解さな しかも被侵害利益が身体・健康という重要なものであったという点でも重大な問題を含んでいる。 「除斥期間 概

ける長い方の期間は、 時効期間の存在意義はほとんどない。長期の時効期間は権利の行使によって短期時効の適用をうけることになるから、こ いうことがひとつの理由になっている。 断」によって延長され得ない絶対的の期間と解すべきものと考える」。また、②長期時効期間の中断ということはないとぼ) 自体としては中断ということは考えられない。 まずひとつは、 ①二重の期間制限の長期は除斥期間と解すべきであるという主張である。「二つの権利期間 権利の不安定状態に終止符をうつことを目的としているのであり、したがってそれは、 短期の時効を中断していけば権利保護の可能性は無限に延長していくので、 中断の認められない時効期間というのは、 形成権の「時効」 の場合と同 もはや「中 の規定にお

ていること、④長短二重の期間がある場合を統一的に説明したい、といったことがあるように思う。 その他、除斥期間説の漠然とした理由には、先の①の論拠と関連して、③二〇年の期間は感覚的に長すぎると感じられ

(三) 時効説の論拠

⑤請求権という性質を考慮すると、援用をまって権利を消滅させることが合理的である。⑥公平ということを考えると、 より一般に被害者は損害および加害者を知ることになるから、実際上はそれ以降は三年の時効が問題になるにすぎない。 その原因解明に長い年月を要する事例が増えてきている。④二〇年の期間を時効とする場合の中断について、 斥期間とする根拠にはならない。賠償義務者が誰かはかなりの年月を経ても判明しない場合が少なくないし、損害発生後 確定の困難)に一般時効の方法により対処したものである。③一般の債権と比べて二〇年の期間が長期であることは、 滅ス」のみにかける読み方は不自然である。②後段は、前段の短期時効の難点(被害者の主観にかかる起算点の浮動性と 文の解釈に調和する。「亦同シ」とあるのは、前段の「時効ニ因リテ消滅ス」を承けたものである。「亦同シ」を前段の「消 これに対し、時効説の側からは次のような論拠が示されてきた。①立法者の意思ないし立法の沿革に自然であり、(3) 中断事由に 法 除

がある。 判例においても、 (イ)事案の特徴、 時効説が立つものがなお少なくない。 (ロ)被告、(ハ)期間の性質 (時効) 本件控訴審判決のほか比較的最近のものにもつぎのような例 の理由づけ、(三)起算点、 (ホ)請求の認否、

援用権の濫用を認めやすい方がよい。

東京地判昭五四年二月一六日判例時報九一五号二三頁 (農地買収無効国家賠償請求訴訟) 考について簡単に述べる。

(イ)無効な農地買収により被売渡人からの転得者が損害を被った。(ロ)国、(ハ)説明なし、 (ホ) 請求認容、(へ)国の時効援用は権利濫用 (二) 買収処分・売渡

24 東京地判昭五六年九月二八日判例時報一〇一七号三四頁 (日本化工クロム労災事件)

- 理由はない、 生の時から時効期間は進行、 クロム被爆による職業ガン、(ロ)化工会社、 (ニ)長い潜伏期間を経て結果が発生・被害者が通常予測しえない損害については顕在化した時、 (ホ 請求認容。 (ハ)「亦同シ」 の文言・立法の経緯・強いて除斥期間と解すべき
- 福島地いわき支判昭五八年一月二五日判例タイムズ五〇六号一四 二頁
- 援用は信義則違反(時効完成後の債務の承認)。本件上告審(最判平成二年三月六日)は除斥期間説をとる (イ) 旧軍隊内での上官からのリンチ、(ロ) 上官、 (ハ)説明なし、 (Ξ) リンチの時、 (ホ) 請求認容、 時効の
- 〔26〕宮崎地延岡支判昭五八年三月二三日判例時報一〇七二号一八頁

四八頁)。

- つき一律に、(ホ)請求認容、(へ)被告側も時効説。 (イ)松尾砒素鉱毒事件、(ロ)鉱業会社、(ハ)説明なし、(ニ)不法行為の要件の充足の時・損害発生時、 全損害に
- 〔37〕名古屋地判昭六〇年一〇月三一日判例時報一一七五号三頁(予防接種ワクチン禍東海地方訴訟 (イ) 種痘接種などによる死亡・後遺障害、 国 <u>ښ</u> 前段を受けた文言上当然。 何らの援用を要しない
- 間というがごとき概念は明文に反する。(こ) 発症の時、 (ホ) 国家賠償責任を認める。(へ) 時効援用権の濫用。

〔23〕札幌地判昭六一年三月一九日判例時報一一九七号一頁(栗山クロム禍訴訟)

- り明確な法文上の根拠が必要、民法七二四条の文理からたやすくこのような解釈を導くことはできない。(こ)いずれ の障害も進行拡大が止まり、 律に加害者を免責することは妥当でなく、このような免責の意義をも含む除斥期間制度を採用するのであるなら、 (イ)クロム被爆、(ロ)会社・国、(ハ) 固定化した時点から全認定障害につき一律に、 加害原因行為時から二〇年を経過した後に被害が発生する不法行為につき (ホ 国の責任のみ否定。
- 大阪地判昭六二年九月三〇日判例時報一二五五号四五頁(予防接種ワクチン禍大阪訴訟)

失補償請求権への七二四条の類推適用。 できない」。(ニ)各予防接種の日、(ホ) 規定する代りに長期時効を定めたものと解するのが相当であり、当事者の何らの援用を要しない除斥期間とみることは かな確定を図る期間としては長すぎ、同条前段と同様、被害者保護の見地から、起算点を被害者の主観にかかわりなく 種痘等の予防接種による死亡・後遺障害、 消滅時効の援用は権利濫用。 国家賠償責任否定、憲法二九条三項に基づく損失補償請求を認めた。(へ)損 (ロ)国、(ハ)「同条項の定める二〇年間というのは法律関係の

算点を損害発生時に求めるものも少なくない(〔2〕〔26〕〔27〕〔28〕)。特に、クロム禍訴訟・予防接種ワクチン禍訴訟 ようにかなり長期間経過後の提訴であってもあまりにも被害の深刻な事件であることが、「期間経過による請求権の切断 時効説をとる裁判例には、 信義則違反・権利濫用を問題にしているものが目につく(〔23〕〔25〕〔27〕〔29〕)。また、 起

めの十分な理由が必要であると考える。 ば、立法者との対話 的に従うことはない。しかし法文化は過去と切り離されたものではないし、切り離されたものであってはならないとすれ という構成をとることを裁判所に回避させているように思われる。 われわれは法律を解釈する際、立法者意思や法律の文言に必ずしも拘束されない。百年近くも昔の立法者の意思に盲目 除斥期間説への批判 (議論)、過去との対話は必要なのではないか。立法者意思から離れた解釈をするときには、そのた

規定」であることの説得力のある説明は裁判例のなかでも学説のなかでも行われていないのではないか。 まり当事者の意思や行動を問題にすることなく、 いない。七二四条の場合に敢えて立法者意思から離れるに値する十分な理由が示されているだろうか。「中断や援用、 民法の起草者は、不法行為に基づく損害賠償請求権に関して、 種々の理由から権利の一定期間内に行使されることを目的とする趣旨の 特に権利の速やかな行使が求められる除斥期間とはして のではないか

時効と解することに異論はない。(ユタイタラ) ある(ドイツ民法一二四条)。不法行為に基づく損害賠償請求権に長短二重の期間が定められている場合に、長短ともに(3) 客観的な基準にかからしめたということは確かであろう。だとしても、一歩進んで、長期の期間は除斥期間であるという 権の期間制限は長短ともに時効であり(ドイツ民法八五二条)、詐欺・強迫の場合の取消期間の場合はともに除斥期間で 説明にはならない。たとえばドイツ民法の場合、二重の期間制限が設定されている場合において、不法行為に基づく請求 的事情にかからしめ、この結果生じる加害者の法的地位の浮動的な状態に終止符を打つために長期の期間の進行の開始は 期間が長期であることは除斥期間であることの根拠にはなりえない。 短期の期間の進行の開始は被害者側の主観

を請求権の場合に持ち込むことはできない。 形成権の場合と請求権の場合とを統一 的に説明する必要性はない。 むしろ取消権のような形成権につい ての

なお短期時効の連続中断による権利保護の無限の延長についていえば、

を欠く」という逆立ちした単純な論理がまかり通るのであれば、「除斥期間」 し必要性はないように思う。(※) 本件最高裁判決のような、 「除斥期間」 だから 「援用を要しない」、 概念そのものの存在理由が問 したがって「信義則違反・ 権 われかねない 刹 濫 用 の 前提

[日] 消滅時効制度と信義則・権利濫用

義則違反・権利濫用が問題になった最近の裁判例としては次のようなものがある。まず、各判決の当該部分についての判 :滅時効の援用に信義則の適用があることは判例・学説によって承認されている。民法七二四条後段の適用に

23 東京地判昭五四年二月一六日判例時報九一五号二三頁 (農地買収無効国家賠償請求訴訟) 旨を示す。

短期時効の中断による延長を制限すべき必然性

ることは、原告に対しほとんど不可能を強いるもの」である。また、「原因を同じくする別件明渡訴訟が提起され、 が経過した。「右別件訴訟でいわば協力関係にある本件被告に対し時効中断のために訴を提起しておかねばならないとす 処分の有効性を争う別件無効確認訴訟の提訴が買収処分から一○年以上も経過しており、第二審訴訟の係属中に時効期間 解後遅滞なく同年九月一二日原告が提訴に及んだ本件訴訟について、原被告の攻撃防禦に必要な証拠が散逸しているおそ 五〇年六月二四日和解成立まで本件被告は本件原告の補助参加人となって右別件訴訟に関与していたものであるから、 買収処分・売渡処分の時から本件損害賠償請求権行使まで二〇年以上が経過した事情を次のように指摘する。本件買収

は著しく公平を欠く」、として国の消滅時効の援用を権利濫用とした。 的に負担すべき本件被告において、右訴訟中の消滅時効期間の経過を理由として原告に対する損害賠償の責を免れること 安定のため至当と考えるべき事情も他に見当らない。「事案の性質上本来別件無効確認等訴訟における敗訴の責任を究極 訴するなど訴訟追行を継続してきた関係にあって、被告は、右時効制度の本旨において真に救済されるべきことを予定す てきた行為者を、その不安定な立場から解放しようとするところにあ」る。被告は、本件原告とともに共同被告として応 る者とは立場を同じくする者ではない。前示の諸事情を考慮し、さらに、原告に右権利の行使を許さないことが社会秩序 二○年の「時効の本旨は結局において、自己の不法行為について争訟の対象とされないまま長期間にわたって放置され

許されない。なお、七二四条後段を除斥期間と解したとしても右の結論を否定する理由はない。 このような場合は、時効完成の事実を知っていたときはもちろん知らなかったときでも、信義則に照らし」時効の援用は 「被告は、本件不法行為に基づく債務の消滅時効完成後に本件不法行為事実を自認し、その債務を承認したものであり、 〔25〕福島地いわき支判昭五八年一月二五日判例タイムズ五〇六号一四二頁

(旧軍隊内での暴行による損害賠償訴訟)

〔27〕名古屋地判昭六〇年一〇月三一日判例時報一一七五号三頁(予防接種ワクチン禍東海地方訴訟

して許されない」。

或いは現状を固定して損害賠償請求を封ずることの不当性は明らかであり、

う公共の福祉のためとして、 間が経過したとの一事をもって被告がその義務を免れるとするのは著しく正義に反し、 ばならない。「このような事情の下にあっては、被害者の救済は全国民すなわち被告国の責務でなければならず、 痛ましい犠牲の上にその後のワクチンが改良されその後の国民が更にその恩恵を受けていること等が特に強調されなけれ ではないこと、 害児のみにとどまらず、その介護に追われる両親に多大の経済的・肉体的負担を負わせて家庭の崩壊をもたらすことが稀 のであること、 三年の時効援用は権利の濫用として許されない、として次のように述べる。予防接種事故の場合には、 滅時効の本質について種々論じられているが、本件の場合において、「被害者を権利の上に眠る者と評価すること、 他方その余の国民がその予防接種によって伝染病のまん延を免れ、健康を享受していること、被害児らの 被害者側に過失その他の帰責事由が存在しないこと、一旦事故が発生した場合にはその損害は単に当該被 一定の割合でいわば犠牲者が発生することを認識しつつ敢えて全国一 到底許容できないものである」。 律に強制されてきたも 伝染病予防とい 単に時

抗弁の主張自体を権利の濫用と解し、これを許さないとするものであるから、概念上除斥期間としたからといって結論に 務者が時効を援用し、又は除斥期間が経過したことを主張するのはいずれも講学上の抗弁に他ならない。当裁判所は右 にある事実が発生してから一定の期間が経過したことを理由として賠償請求権を有する者の請求を封ずることにあり、 年時効につき述べたことがそのままあてはまる。「もっとも、消滅時効といい、除斥期間といっても、 七二四条後段について除斥期間説は採用しない、被告による後段の引用を時効援用の趣旨としてみても、 その機能は要する その援用は三 0

三年の短期時効の援用を権利濫用として次のように述べる。被害児らの犠牲になる損失を補償するために最善の措置を 29 大阪地判昭六二年九月三〇日判例時報一二五五号四五頁 (予防接種ワクチン禍大阪訴訟)

差が生じ得べきものではないのである」。

結局被告の消滅時効の援用は援用権の濫用

ことを認めることができ、この事情を考え併せると、前記救済の責務を有する被告が単に一定の時の経過をもって、この 被告が提供する救済以外の救済手段を思い及ばず、右請求権の存在の認識及びその行使を困難にさせられた事情にあった 右請求権の問題性(=従来の学説・裁判例において疑いの余地のないものとして明確に認識されていたものではないこと) の主張が遅れたことについて、「原告らが本訴で損失補償請求をするまで、右請求権の主張をしなかったことについては、 被告の右行政における姿勢が重要な原因となっていたこと、換言すれば、原告らは、 憲法の各条規のもとに国民の負託を受けて行政を行う被告の責務であることを指摘した後、 被告の行政姿勢により、

義務を免れるとするのは著しく正義公平の理念に背馳する」。 後段の除斥期間説を次のように退けたのち、三年時効の援用と同様にその援用を権利濫用とする。

算点を被害者の主観にかかわりなく規定する代りに長期時効を定めたものと解するのが相当であり、当事者の何らの援用 を要しない除斥期間とみることはできない」。 める二〇年というのは法律関係の速やかな確定を図る期間としては長すぎ、同条前段と同様、被害者保護の見地から、 法律関係の速やかな確定を図ろうとすること等を根拠として同条後段を除斥期間とする被告の主張に対し、「同条項の定 七二四条前段の短期時効が被害者の認識(主観的事情)により左右されることに鑑み、 画一的基準を定めることにより、 起

〔22〕福島地いわき支判平二年二月二八日判例時報一三四四号五三頁 (福島じん肺訴訟

履行構成による請求権の行使の余地を探るべきである。「敢えて不法行為に基づく損害賠償請求権についての消滅時効の 救済される余地が十分に残されている」。「そうであれば、安易に権利濫用という一般条項を持ち出すのではなく」債務不 効の援用の権利濫用という構成をも回避した。その理由を次のように述べる。「債務不履行構成をすることによってなお 本件最高裁判決を踏襲し七二四条後段を除斥期間として濫用論の余地のないものとしたうえで、さらに、 前段の短期

援用が権利の濫用であるか否かを論ずる必要はない」。

ることにあるものと解され、また、時効によって真実の権利者がその権利を喪失することがありうるとしても、それは 法思想が窺われる」。消滅時効制度の「主たる目的は立証上の困難の故に債務者が二重弁済を余儀なくされるのを回避す ねることをせず、債務者において援用するか否かの選択をする余地を残したところにも、より妥当な結果を得たいとする 合に、その援用が絶対無制限に許されなければならないというものではない。「そもそも、 あたるとした。「時効を援用することが著しく正義に反し、かえって時効制度の認められた趣旨に反する結果となる」 安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権に関する時効の援用については丹念な理由づけをして権利の濫用に 時の経過のみに結果発生を委 場

利の上に眠る者は保護しない」というところにその根拠が求められる」。

ことを考えると被告には救済の責務を果たすことが強く求められている。 認識を妨げ、 のであることが明白である。その義務違反の主観的態様が悪質であること、被告のじん肺教育の杜撰さが原告らの被害の 「被告が、 しかるに、 これを本件についてみると、じん肺罹患による被害は極めて深刻であり、 単に時効期間が経過したというだけの理由で原告らに対する損害賠償責任を拒否することは著しく正義に反す 被告が義務違反に基づく賠償義務を果たしていないことは明らかである。「したがって本件が、 権利行使を阻害した面があること、 被告の現在の盛業の背景には原告らのじん肺罹患という犠牲が存在する その被害は被告の義務違反によって生じたも 時間 この経過

る。 により証拠が散逸したため被告において弁済の事実を立証しえないという場合にあたらないことは疑問の余地がない」。

なお、 あるからこの困難は原告側がより大きい。 被告の義務違反の有無についての立証は、 般に時の経過が被告の防禦を困難にすることは疑問の余地がないが、この点についての主張・立証責任は原告側 したがってこの困難も被告に時効の援用を許さなければならない決め手とは 単なる弁済の事実の立証とは比べようもないほど複雑 困 難なもので

ならない。

のを狙って敢えて提訴を遅らせたという事情もない。

のの部類に属することにある……要するに、本件提訴にはあらゆる意味で「機が熟する」ことが必要であったというべく」、 いずれにしても原告らを権利の上に眠っている者として非難することはできない。また、被告の応訴が著しく困難になる 他方、 原告らの提訴が遅れた事情をみると、「その最大の理由は本件訴訟が事実認定上も法律構成上も相当に困難なも

ておらず、被告の防禦が困難となっていないことを指摘する。とりわけ、幼い生命が失われるという深刻な被害に対して、 則の下に服するものであることを当然の前提にしている。〔23〕および〔22〕は、期間経過にもかかわらず証拠は散逸し ではあるが、 判決の壁を前にして、下級審としてはまずは迂回的な構成をとる以外にはない。 る時間の経過を理由にして極めて深刻な被害の救済を拒否することができないとすれば、 反・権利濫用として許されない典型例であることに議論の余地はないだろう。 にして国がその責任を回避しうるという法律構成はどのように考えてもとれない。〔27〕〔29〕は、時効の援用が信義則違 時間の経過により防禦に必要な証拠が散逸してしまっているわけでもないにもかかわらず、「単なる時間の経過」を理由 いという判断を示している。これらの裁判例では二〇年の期間経過が援用を要するものであれ要しないものであれ、信義 利濫用の理由づけについて高く評価しうるし、その理由づけはそのまま除斥期間の場合にも当てはまらざるをえないとい 以上の裁判例のうち本件最高裁判旨との関係で特に注目されるのは、まず〔25〕〔27〕の各判決である。 特に本件最高裁判決後の裁判例として注目される〔22〕は今後の裁判例の跛行的な歩みを予感させるものである。 除斥期間と解した場合でも信義則違反・権利濫用が問題になりうる点では消滅時効の場合と何ら変わりは しかし 22 除斥期間説を鮮明にした最高裁 は少なくとも時効援用の権 いずれも傍論 単

う意味で「画期的」判決である。

間に関しては一般的にあてはまる諸規定はない。

期間経過後に消滅する権利の種類・内容ごとに適切な規範は異なる。

時効の諸規定の場合と異なり、

「法定除斥期間の概念でもっては今やまだ何も得られない。というのは、

徒過を主張することは信義則にしたがってできないとした判決である。この中で、法定除斥期間について次のように述べ

の徒過に関して、被保険者に懈怠について帰責性がない場合、

保険者は訴訟提起期間

る。

項の訴訟提起期間

(Klagefrist)

[四] 除斥期間と信義則

を受ける。ここでは、 裁はもっと説得力のある説明をすべきであったのではないか。また、最高裁判決は比較法的にみてもちょっと奇妙な感じ 同様に信義則違反・権利濫用が問題になりうることを示唆した裁判例も少なくない とんど意識することなく成立していると思われる。というのは、 を封じた。これは除斥期間説からの論理的帰結にすぎないようにみえる。しかし従来、 これに対し、最高裁は、七二四条後段を除斥期間と解することによっていとも簡単に信義則違反・権利濫用違反 下級審では、 権利濫用の主張はその前提を欠くとするものもあるけれども(前掲〔4〕)、除斥期間と解した場合でも 国側の上告理由のなかでもしばしば俎上にあげられているドイツ法に簡単に触れておきたい 信義則不適用をはっきりと主張している学説はない。 (前掲〔25〕〔27〕)。したがって最高 除斥期間説は信義則適用問題をほ 主 ŧ

43,235,237=Urt.v.8. Februar 1965を境にして裁判例の見解には明瞭な変化がみられる。これは、 適用することはできない。このことは最高裁判所の確立した判例と一致している」。 否定して次のように述べている。「目的と効果において全く異なった概念であるから、 Urt. v. 24. Oktober 1960は融資契約のなかの二か月の除斥期間への時効期間の停止に関する規定 (BGB§203) ドイツのライヒ裁判所および連邦通常裁判所の裁判例も、 まず、時効に関する諸規定が除斥期間に準用されうるかどうかについての判例の変遷を簡単にスケッチする。 除斥期間と時効期間とを峻別し、 時効に関する規定の除斥期間への準用を否定していた。BGHZ33,360,363 約定除斥期間に関する裁判例を中心とするいくつかの裁判例 時効に関する諸規定は除斥期間 しかし、 保険契約法一二条三 おそらくは、 の準用 かっ BGHZ て、

152,330)を掘り起こして、次のように述べている。除斥期間は確かにその本質において時効期間から区別される。しか BGHZ 53,270,272=Urt.v. 24.Februar 1970もこの判決を指摘し、またライヒ裁判所判決(RGZ 142,280,285 ;RGZ されうるかはこれに従う。期間内に行使されなかった権利が有責な期間の懈怠のときにのみ消滅するかどうか、少なく しこのことは、個々の時効に関する規定の除斥期間への準用を全く排除するわけではない。時効に関する規定が、準用す くて、当該の個別規定から、ここでは保険契約法一二条三項の意味・目的からのみ判断することができる」。つづいて、 斥期間でもってどのような目的が追求されているか、その際どのような利益が考慮されねばならないか、少なくとも考慮 る旨が明示されていない場合でも、除斥期間にどの範囲で準用されうるかは、法定除斥期間の概念から一般的に判断され ともBGB二○三条、二○六条、二○七条の停止原因が考慮されうるかどうかの問題も、法定除斥期間の概念からではな

する従来の先例を変更する旨を明らかにしている。 意味・目的が基準となる旨を判示する際に、先の二つの判決を指摘して、時効に関する諸規定の除斥期間への準用を否定

Dezember 1978は、BGB二〇七条の停止規定が適用されうるかどうかの判断にとってHGB八九b条四項二文の規範の

るのではなく、当該の個別規定の意味・目的に従って個別的にのみ判断される。その後、BGHZ 73,99,101f.=Urt.v.15

なしうるかについては、消滅時効の権利濫用的援用に関するものと同一の諸原則に服する、とされている。 弁が認められることをドイツの判例・学説は承認している。法定の除斥期間の主張に対してどのような場合にこの抗弁を

次に、除斥期間と信義則との関係について述べる。法定除斥期間および約定除斥期間に対しても不許容の権利行使の抗

二一五条二項)。近くの住人がみがきすぎてつるつるになった市の歩道の石につまずいて大怪我をした被害者側は、 訴訟告知によって時効中断が生じるためには、 |条一項の三年間の消滅時効が訴訟告知 (二〇九条四号) によって中断しているかどうかが問題になっている事件である。 法定の除斥期間に信義則 (悪意の抗弁) を適用したライヒ裁判所のリーディング・ケースと思われるのは、 前訴判決の確定後六か月の除斥期間内に提訴しなければならない BGB八五

(RG, Urt. v.

の自己矛盾)。

しかし逆に、三〇年の普通の時効期間の場合には、債権者は期間経過の前にすでに信義則にしたがって

債務者が時効を援用する場合に、

信義則に違反することがありうる

ておきたい。

短期の時効期間の場合には、

期間 必要はない。 めなかった。これに対して、 訴えをおこしたものである。 棄差し戻した からとり、 弁が認められる。 ものだけである。 側が二一五条二項の規定を援用する旨を文書で伝えてきたので、被害者側が直ちに八二三条一項に基づく損害賠償請 でも裁判外で円満に解決したい旨の希望を述べていた。ところが、この除斥期間満了後約二年数か月後になって初めて市 渉代理人の保険会社と交渉をはじめ、その際市側は損害賠償の範囲と額のみを今検討している旨を説明し、 住人を被告とする訴訟を市側に告知していたが、この前訴の敗訴判決が確定した後、二一五条二項の除斥期間内に :が経過しているという抗弁に対しても時効抗弁と同一の範囲で悪意の再抗弁をなしうるかどうかを一般的に判断する 二一五条二項の除斥期間を援用して消滅時効の抗弁を主張しているとすれば信義則に違反している、 従来のライヒ裁判所の先例をみると、 悪意の再抗弁はここでは実質的には時効の抗弁に向けられてい いずれにせよ、 23. November 1933=RGZ142,280)° ライヒ裁判所は、 控訴審は、当事者の恣意を切断している除斥期間であることを理由にして悪意の再抗弁を認 時効の抗弁が認められるかどうかが除斥期間の経過にかかっているときには悪意の再抗 慎重な言い回しながら、除斥期間への信義則の適用を認めた。 約定の除斥期間の経過に関して時効の抗弁の場合と同 る。 以前の振る舞いと矛盾する態度を後 その に扱って 法定の として破 後の交渉 市 除斥 液の の交

過していると異議を申し立てることは権利行使の不許容とみなされる 終了を検討するための考慮期間を会社に頼みながら、考慮期間の経過後遅滞なく表示された告知に対し二週間 の除斥期 また比較的新しい裁判例にも、 **鴪に関するつぎのような例がある。** 消滅時効と信義則違反との関係についてドイツ民法の場合にも次のような議論がされていることには注意を 重大な事由に基づく雇用関係の即時告知に関するドイツ民法六二六条二項 有限会社の業務執行社員が、 (BGH, Urt. v. 5.6.1975 即時告知を避けるために合意による雇 11 NJW1975,1698f.) 一文の一 この期 用関 簡 は 間 経

矛盾にさらされることになる(venire contra factum proprium)。判例でも、信義則と期間制限との関係では、(3) の不公正な遅延によって訴権(Klagerecht)は失効するとして、次のように述べる。「権利主張が可能になってからかな BGHZ97,212,220=Urt.v.6. Mārz 1986は、提訴のための期間を特に定めていないBGB三一五条三項二文に関して提訴 判例群にも示されるように、むしろ期間短縮のために信義則が援用される場合が多いようである。最近の裁判例でも、 債権の主張が妨げられていることがありうる。 債権者は、債権を遅れて主張することによって自分の以前の振る舞いとの 権利失効の

これは、権利者の振る舞いから権利をもはや主張しないであろうと客観的にみてとってもよいような場合である。さらに、

り長い時間が経過し(時間の要素)、さらに、後からの主張が信義則違反となる(諸事情の要素)ときは、権利は失効する。

義務者は権利者の振る舞いを信頼して、権利の遅れた実現によって期待不能な不利益が生じてしまうような措置を講じて

しまうだろう」。

著しく苛酷」な結果をもたらすときには、信義則により当該個別事例への法律の適用は回避されるべきではないか。 定していることを紹介した。このような連邦裁の立場と比較しても本件最高裁判決は説得力に乏しいのではないか。 者が後者よりも重たいのであろうか。法律の適用にあたって、「健全な国民感情に照らして、著しく一般の徳義心に反し、 るについてはきわめて慎重でなければなるまい。これまでのところそのような慎重な衡量はどこでも行われていない。 斥期間概念を支える価値判断(法益)と民法一条の信義誠実の原則を支える法思想(法益)との重みを衡量したとき、 し「除斥期間」概念が信義則を超越したものとして措定されているのであるとすれば、期間制限の規定を除斥期間と解す 以上、ドイツの連邦裁は除斥期間への時効に関する規定の適用を一律には拒否していないこと、また信義則の適用を肯 前

(王) 絹むに

信義則違反・権利濫用の主張が封じられることになるとすれば、七二四条後段を除斥期間と解することにはより慎重にな 不法行為に基づく損害賠償請求権が問題になっている本件のような場合に、七二四条後段を除斥期間と解するときには

あれば裁判官の釈明権が行使されるべき性格のものであろう。(ミス) 期間と解するにしても、信義則違反・権利濫用の可能性を慎重に検討すべきであったのではないか。除斥期間が職権によっ て顧慮されるべきものだとしても、信義則(権利濫用)の適用もまた職権でもって顧慮されるべきものであるし、 らざるをえない。したがって、七二四条後段は消滅時効期間と解すべきである。また最高裁は、 仮に七二四条後段を除斥 必要と

例」を「制度の犠牲」として放置することをますます許容しなくなってきている(前掲裁判例〔22〕〔27〕〔29〕など参照)。 係のなかにこれらの制度があることも確かなことである。加えて、今日のわれわれの法意識は「あまりにも苛酷な個別事 保護を与える必要はない」、「不法行為者は、本来、被害者に賠償すべきである」という価値判断(※) に敢えて病理現象に目を瞑らねばならない積極的な理由はない。もちろん、 そうであるとすれば、 である。 「著しい病理的現象」に対していわば「調整原理」としての信義則の適用が考慮されうるのに対して、らうであるとすれば、除斥期間の適用もまた民法一条の信義則の下に服するとすることが適切である。 時効期間であれ、除斥期間であれ、一定期間経過後は権利行使を切断するということは証拠法上の合理性を持っ しかしながら、他方で、「本来的には、権利者でないこと、弁済していないことが明らかになった場合に時効 どのような場合に除斥期間もまた信義誠実の (法思想) 時効期間には 除斥期間の場合 との緊張 た制 関

結論として、最高裁の判旨に反対する。 原則に服するのかについては慎重な検討が必要なことは言うまでもない。

(一九九〇・一一・三〇)

注

1 本件控訴審判決の判例評釈に、徳本伸一・判例評論三二四号一八頁(一九八六年)があり、控訴審の結論を妥当とする。最高裁 九頁以下(一九九〇年)、半田吉信・民商一〇三巻一号一三一頁以下(一九九〇年)。 松久三四彦・ジュリスト九五七号 判決の解説・評釈に三輪佳久「民法七二四条後段の二〇年の期間制限の法的性質」民事研修三九五号二四頁以下 (平成元年度重要判例解説) 八三頁以下(一九九〇年)、松本克美・ジュリスト九五九号一〇 (一九九〇年)、

- 2 幾代通『不法行為』三二八頁(一九七七年)、加藤一郎『不法行為(増補版)』二六五頁(一九七四年)。なお判例・通説は継続 東京地判昭五六年九月二八日判例時報一○一七号三四頁、判例タイムズ四五八号一七四頁(クロム労災訴訟)、 的不法行為については各損害の発生時とする(大連判昭一五年一二月一四日民集一九巻二三二五頁)。
- 3 年三月一九日判例時報一一九七号一頁、二九○頁(栗山クロム禍訴訟)など。なお鉱害事件に、宮崎地延岡支判昭五八年三月二 |二日判例時報||〇七二号||八頁(松尾砒素鉱毒訴訟)。鉱業法||一五条につき宮崎地延岡支判平二年三月二六日判例タイムズ七 一七号五六頁(土呂久鉱害第二陣訴訟)。
- 内池慶四郎「損害賠償請求権の消滅時効」『現代損害賠償法講座一総論』二三〇頁注38(一九七六年)、柳澤秀吉「不法行為責任 効論」ジュリスト七五八号七四頁以下(一九八二年)、新美「クロム労災訴訟判決について」判例タイムズ四五八号二○頁、二 に関する二〇年の期間制限」金融商事判例六二二号四九頁以下(一九八一年)、新美育文「クロム職業病判決の因果関係論と時
- (5)この議論については、内池慶四郎「継続的不法行為による損害賠償請求権の時効起算点(一)――被害者認識の仮構と現実 慶応法学四八卷一○号一○一五頁以下(一九七五年)、「二・完」同一一号一一六五頁以下(一九七五年)、藤岡康宏「不法行為 五頁(一九八二年)。この議論については、森島昭夫『不法行為法講義』四一七頁以下(一九八七年)に要領よく整理されている。
- 四八年三月二〇日判例時報六九六号一五頁(熊本水俣病判決)、千葉地判昭六三年一一月一七日判例時報平元年八月五日号一六 時効の起算点」判例タイムズ六二七号四二頁以下(一九八七年)、牛山積「じん肺訴訟と時効論――日本の現状」法律時報六一 による損害賠償請求権の消滅時効 一三号四五頁以下(一九八九年)参照。裁判例として、最判昭四八年一一月一六日民集二七巻一〇号一三七四頁、熊本地判昭 ――総合判例研究」北大法学二七巻二号三六頁 (一九七六年)、氏家茂雄「損害賠償請求権の
- 6 梅『民法要義巻之一総則編』三七〇頁(一九一一年復刻版一九八四年)。参照、 に定められた期間は、法律によって明示または黙示に例外とされる場合を除いて、時効の一般の規則に従うとしている 旧民法証拠編九二条は、 訴権の行使のため法律

(千葉川鉄大気汚染公害訴訟)。

- 7 幾代『民法総則』六〇一頁、同趣旨、川島武宣『民法総則』五七三頁以下(一九六五年)、川島『注釈民法⑸』一六頁(一九六
- (8)星野英一『民法概論一(序論・総則)』二九一頁以下。
- 消滅時効と除斥期間の相違点に関する議論については、 年)、同「時効期間と除斥期間 —二重期間規定論序説」 椿寿夫「消滅時効と除斥期間」手形研究三一九号一〇頁以下(一九八一 法律時報五五巻三号六頁以下(一九八三年)、伊藤進「二重期間規定を

 $\widehat{12}$

間を認めないことは権利者に酷であるということが顧慮されている(我妻『新訂民法総則』四三七頁(一九六五年))。 すべきである。なお有力説によれば、時効の停止(一六一条)は除斥期間にも頻推適用されると解されている。ここでは猶予期 の期間制限」法学教室一〇八号五三頁(一九八九年)。ただし、除斥期間の内容については必ずしも一致していないことに注意 めぐる検討の総括と整理」法律時報五五巻四号六五頁以下(一九八三年)、松久三四彦 「時効(二) わが民法における権

を目的とするという意味では存在理由を同じくするものであり、消滅時効と除斥期間の違いは、中断の有無にあるのではなく、 修正して権利を消滅させる制度であると解する権利消滅説の立場から、消滅時効も除斥期間も、 合が除斥期間ではないか、とする(松久「時効制度」『民法講座一民法総則』五四一頁以下(一九八四年))。 「援用」の要否にある。また、一定期間経過後の履行を非債弁済とすべき場合、およびそもそも義務者の履行が考えられない場 また援用の有無を主たる相違点として説明する学説も有力である。時効制度を義務者は義務を履行すべきであるという原則を 権利を行使される相手方の保護

- $\widehat{10}$ 徳本伸一「民法七二四条における長期二〇年の期間制限について」金沢法学二七巻一・二合併号二四四頁以下(一九八五年)
- 11 幾代通『民法総則』六〇二頁。川島 所収一五六頁以下 (一九四九年)。 「時効および除斥期間に関する一考察」民商一一巻五号(一九四○年)『民法解釈学の諸問題』
- 「不法行為ノ時ヨリ二十年ヲ経過シタルトキハ其請求権ハ時効ニ因リテ消滅スヘキモノトセリ 学六一卷三号一頁以下(一九八八年)、四号三六頁以下(一九八八年)。 五頁以下(一九七七年)、内池「時効の制度倫理と援用の問題 観については、内池「現行時効法の成立とボアソナード理論」『明治法制史政治史の諸問題 |八頁(一九||二年復刻版一九八四年)」「本法ニ於テハ明カニ其時効期間ナルコトヲ示シ他ノ法定期間ハ皆予定期間ニシテ時効 規定ヲ適用スヘカラサルモノトセリ(梅『民法要義巻之一総則編』三七〇頁(一九一一年復刻版一九八四年)」。なお梅の時効 梅謙次郎とボアソナードを結ぶもの(一)(二・完)」慶応法 手塚豊教授退職記念論文集』七九 梅 『民法要義巻之三債権編』九

巻九号一頁以下、一○巻二四頁以下(一九八七年)、徳本伸一「損害賠償請求権の時効」『民法講座六巻』七○三頁以下(一九八 二一五頁以下、 立法過程の研究については特に、内池慶四郎「不法行為による損害賠償請求権の時効起算点― ―」慶応法学第四四巻三号一五六頁以下(一九七一年)、内池「損害賠償請求権の消滅時効」『現代損害賠償講座一巻』 内池「民法一六七条における債権一○年時効制の立法史的意義とその現代的課題(一)(二・完)」慶応法学六○ -被害者における認識の原理と

- $\widehat{13}$ 梅『民法要義巻之三』九一七頁以下、末弘厳太郎『債権各論』一一一五頁(一九一八年)、鳩山『日本債権法各論(下)』九四六 利濫用』所収六六四頁(一九七〇年)、植林弘『注釈民法⑫』三七六頁以下(一九六五年)。 一九二四年)、末川「不法行為による損害賠償請求権の時効」法学論叢二八巻三・六号(一九三二年)『権利侵害と権
- $\widehat{14}$ 吾妻光俊「私法における時効制度の意義」法協四八巻二号一頁以下、五六頁以下(一九三〇年)、我妻=有泉 体系コンメンタール編)』五九二頁(一九五一年)、戒能通孝『債権各論』四六九頁(一九四六年)、前田達明『不法行為法』三
- 二頁、四宮『民法総則』二二三頁、三三一頁(四版、一九八六年)。 九七二年)、幾代通『民法総則』六〇三頁(一九六九年)、幾代『不法行為』三二八頁(一九七七年)、星野『民法概論一』二九 九二頁(一九八〇年)、加藤『不法行為(増補版)』二六三頁(一九七四年)、広中俊雄『債権法各論講義』四八九頁(四版、一
- 15 内池慶四郎「不法行為による損害賠償請求権の時効起算点――被害者における認識の原理とその限界――」慶応法学四四巻三号 頁以下(一九八五年)、氏家茂雄「損害賠償請求権の時効の起算点」判例タイムズ六二七号五○頁。松久、松本、半田・各「判批 頁以下(一九八三年)、徳本伸一「民法七二四条における長期二〇年の期間制限について」金沢法学二七巻一・二合併号二三八 法行為損害賠償請求権の期間制限・一」法律時報五五巻四号二七頁以下(一九八三年)、同「二完」法律時報五五巻五号一〇六 二〇年の期閒制限」金融商事判例六二二号四九頁以下、石田喜久夫「消滅時効と除斥期間」法学セミナー三二八号一三二頁以下 (一九八二年)、新美育文「クロム職業病判決の因果関係論と時効論」ジュリスト七五八号七六頁以下(一九八二年)、新美「不 五六頁以下、内池「損害賠償請求権の消滅時効」『現代損害賠償講座一巻』二一五頁以下、柳澤秀吉「不法行為責任に関する (注1)、森島・前掲 (注4)。
- 16 なお、内池「近時判例における民法七二四条後段所定の二○年期間の問題性──違法買収・売渡処分関係事例 いる。 九巻一二号一一一頁以下 (一九八六年)、同「続・近時判例における民法七二四条後段所定の二〇年期間の問題性. 労災職業病、登記過誤その他関係事例」慶応法学六○巻二号七三頁以下(一九八七年)に詳細な裁判例の分析が行われて
- (17)川島『債権法総則講義第一』七四頁(一九四九年)。
- (18) 幾代通『民法総則』六〇三頁。
- より除斥期間説をとる。債権額(とくに慰謝料など)が不明瞭な結果、 吾妻・前掲論文(注14)五六頁以下は不法行為に基づく請求権を契約に基づく請求権とは異質なものとして捉えることに 裁判上の請求をまたずして履行を期待しうるかどうかは

- うな説明は説得力をもたないだろうが、除斥期間説にはなおこのような考え方が背景にあるのだろうか。 めうるかどうかも疑問である。このように不法行為者は極めて不安定な地位に置かれざるをえない。被害者の裁判上の請求にの みまつことは一方必然でありながら、 疑問である。 したがって一定期間経過するも、時効の本質である債権消滅の蓋然性ははなはだ弱い。単なる承認による中断を認 他方不法行為者のたえがたき所である。したがって法律は法定期間を定めた。今日このよ
- $\widehat{20}$ 時効説に立つ文献については、前注(15)参照。除斥期間説は、教科書・体系書のなかで論述されていることもあって抽象的 議論に傾斜しているが、時効説に立つ学説は具体的な裁判例を念頭に置きながら議論していて実践的な性格が色濃い。
- $\widehat{21}$ 場合がある。 律効果が生じるから、権利は行使されたが目的を達しないという状態(相手方の義務の履行ないし不履行)は論理上考えられな い。したがってその時効ないし中断ということを考える余地がないからである(幾代『民法総則』五二二頁、 たとえば民法一二六条のように長短二重の期間が定められている場合において、長期の期間を除斥期間と解してもよい しかし、ここでは、 取消権という形成権が問題になっているからである。権利者の意思表示があればそれだけで法 川島
- (22) 星野『民法概論一』二九二頁。
- 23 橋本恭宏「ドイツにおける除斥期間論--現況の概観」法律時報五五巻三号二三頁参照
- 長短二重の期間が定められている理由についてドイツのメディクスはつぎのように説明する。消滅時効にはふたつの主要な目: りあいに長い期間が設定されているのである。逆に債権者が請求権を主張する現実的な可能性で始まる期間は短くて済むことに を主張する現実の機会を持っていなければならない。もうひとつは、債権者に自分の知っている請求権を相当な期間内に主張す がある。 ない(Dieter Medicus, Zum Stand der Überarbeitung des Schuldrechts, AcP188(1988),S.179.)。 るように促すことである。 ひとつは、一定期間経過後は債務者を請求権から解放するという機能である。しかし、もちろん債権者は自らの請求権 したがって、長期の期間は請求権を主張する債権者の現実的な可能性と無関係に始まるがゆえに、わ
- 26 25 詳細は、新美・前掲(注15)(二・完)論文一○九頁以下、徳本・前掲(注15) 二四八頁参照。 生命・身体・健康という重要な法益が侵害されているときに、二〇年の期間制限は長すぎるのだろうか。現在進行中のドイツ債 康という重要な法益が侵害された場合には、三〇年は長すぎるとは感じられていない(Dieter Medicus, AcP188(1988),S.179f.)。 権法の改定作業のなかでも、 一般的な債権の消滅時効期間の三〇年については短縮の方向にある。しかしなお、生命・身体・健
- $\widehat{27}$ 最判昭五一年五月二五日民集三〇巻四号五五四頁 (農地法三条の許可申請協力請求権)、最判昭五七年七月一五日民集三六巻六

二号二九六頁 (一九七七年)、内池「判批」判例評論二一七号一四頁 (一九七七年)、石田喜久夫「判批」判例タイムズ三四四号 号一一一三頁など。半田吉信「消滅時効の援用と信義則」ジュリスト八七二号七九頁(一九八六年)、幾代「判批」民商七六巻 濫用を時効規範そのものの枠を規定する大きな要素として把握し、時効規範への信義則・権利濫用理論の積極的な導入を主張す 巻二号一頁以下、一二七頁以下(一九八九年)は、信義則違反・権利濫用の判断要素について詳細な分析を行い、信義則・権利 八年)(ただし、他の理論構成を提唱する)。特に松本克美「時効規範と安全配慮義務――時効論の新たな胎動」神奈川法学二五 一二頁(一九七七年)、林竧「判批」判例評論二九九号四一頁(一九八四年)、川井「判批」法協九五巻三号五八八頁(一九七

S.515. なお、内池・判例評論二一七号一四頁、中井美雄「消滅時効の援用と信義則違反」手形研究三一九号五八頁(一九八一年) 項の適用はより制限的に行う」という観点を指摘する。 は本来馴染みにくい要素がある。参照、B.Windscheid, Lehrbuch des Pandektenrechts 1, 9Auf. (1906), S.572., Mugdan Bd.1, (一九八四年)も、農地法五条の許可制度との関連で、「いわば制度自体がそのような主張を許容している場合として、一般条 ただ、時効制度は義務者の誠意(善意)すなわち賠償義務についての不知を切り離したところに成立しているから、信義則と 信義則の適用についてはかなり厳格に解すべきであるとする。また、原田純孝「判批」ジュリスト八〇六号七二頁、七五頁

告らの側についてみても、 種の副反応事故によって、「偶々犠牲となった者は、幼い生命を失い、あるいは幼児期から生涯回復できない重篤な後遺症に苦 同じ予防接種ワクチン禍訴訟である福岡地判平元年四月一八日判例時報一三一三号一七頁も七二四条前段の短期消滅時効および 効援用は著しく相当性を欠く。 接種を強制し、公共の目的を実現しているものであって、これらそのための犠牲者の救済も被告の責務といえること、一方、原 しみ、悲惨な境遇に置かれているところ、被告についてみると、少数の犠牲者の発生を認識しながら、公共の福祉のために予防 一六七条の一〇年の時効援用に関してであるが、次のように述べて時効援用を権利濫用とした。強制的に実施されている予防接 損害賠償請求、損失補償等の手段を容易に知り得ない立場にあること等を合せ考えれば」、被告の時

29 なお、ドイツの除斥期間についての概略は、半田吉信「時効期間と除斥期間の分化過程」法律時報五五巻三号一四頁以下(一九 八三年)、橋本恭宏・前掲(注22)二一頁以下参照。

30 RGZ87, 283; RGZ148, 298, 301; RGZ152, 330, 332なむ)。 ただし約定除斥期間については、時効の規定の準用を認めている裁判例がかなりある (RGZ19, 132, 134; RGZ22, 201, 205;

- 31 BGHZ 98, 85, 92=Urt. v. 15. Mai 1986)° らざるときには除斥期間の懈怠は懈怠者の不利益に作用してはならないという一般的法原則を繰り返し承認している(Vgl. 除斥期間への信義則の適用の問題とともに、ドイツの連邦裁は、除斥期間の懈怠について、懈怠が懈怠者の責に帰すべか
- 32 Münchener Kommentar BGB Allgemeiner Teil, 2Auf. (1984), §194Rdnr. 13., Soergel-Siebert, 11Auf. (1986), Vorbem. §194Rdnr. 13., §242Rdnr.334.
- (3) Dieter Medicus, Allgemeiner Teil des BGB, 1982, S.51f.
- ている。信義則は、除斥期間の徒過にもかかわらず、請求権の主張を許容することを要求することができる。 になっているわけではない。しかしながら、除斥期間の適用もまた、権利濫用を禁止するBGB二四二条の基本思想の下に服し の諸根拠に基づき信義則に違反している、と言うことは厳密ではない。というのは本来、除斥期間の場合には権利の行使が問題 ゆえ時効の抗弁と異なり債務者は除斥期間を援用する必要はない。もちろんこの限りでは、契約相手方の除斥期間の援用は一定 権利を消滅させる。つまり、権利の存続を限界づける。期間経過による権利の消滅は職権によって顧慮されるべきである。それ 連邦労働裁判所の裁判例も次のように述べている(BAGE14, 140, 145=Urt. v.27. 3. 1963)。除斥期間は成立している
- 35 確定判決に基づく強制執行に歯止めをかけた最判昭三七年五月二四日民集一六巻五号一一五七頁についての、斉藤秀夫「判批 判例評論五〇号一三頁 (一九六二年)。
- 36 civiliter agere(市民にあるまじき苛酷な訴え)の類型に近い。Franz Wieacker, Zur rechtstheoretischen Präzisierung des §242 わが国の信義則論の現状(判例・学説)については、菅野耕毅「権利濫用理論」『民法講座一』三九頁以下(一九八四年) BGB, 1956, in.Kleine juristische Schriften, 1988,S.43ff.なおWieackerの信義則論を紹介する最近の文献に、後藤静思「信義誠実 の原則の手形法における諸問題――ヴィアッカーの信義則論を紹介して(一)」東洋法学三二巻一号一頁以下(一九八八年)が なお本件の信義則適用の場面をWieackerの分類にしたがって権利濫用(exceptio doli)類型のなかに位置づけるとすれば、in-
- 37 Wieacker,a.a.0.(1956),S.46.篠田省二「権利濫用・公序良俗違反の主張の要否」『新・実務民事訴訟講座2』三五頁以下(一九
- 38 星野「時効に関する覚書 論集四巻』所収三〇三頁 (一九七八年)。 −その存在理由を中心にして−−−」法協八六巻六号−九○巻六号(一九六九年−−九七四年)

- (39) 新美・ジュリスト七五八号七七頁。
- $\widehat{40}$ 斉藤・前掲「判批」(注29) 一三頁。
- $\widehat{41}$ 本件判決の評釈(注1)は、三輪検事の解説を除いて、いずれも最高裁判決にきわめて批判的であり、 「時効における援用と中断との関係」慶応法学三○巻六号四五三頁(一九五七年)。

る。①七二四条後段は時効と解すべきである。②除斥期間についても信義則違反・権利濫用の適用が問題になりうる 最近の個別論文でも除斥期間説をとる者がないことをあわせて考えると、七二四条後段を除斥期間とする見解はすでに通説と

*本文中のドイツ民法、保険契約法、商法の各条文は次のとおりである。

しての地位を保っていないようにみえる。

は取消は除斥される。 に関しては、時効に関する規定である二○三条二項と二○六条、二○七条を準用する。(3)意思表示後、三○年が経過したときに 期間は、詐欺のときには、取消権者が詐欺に気づいた時点から、強迫のときは、強迫状態が終了した時点から始まる。期間の進行 BGB一二四条 (1) 一二三条によって取り消しうる意思表示の取消は一年の (除斥) 期間内においてのみ行うことができる。(2)

間は、時効は停止している。(2)そのような障害がその他のやり方で不可抗力(hohere Gewalt)により生じているときも、 BGB二○三条(1)司法の一時的中止によって権利者が時効期間の最後の六か月以内に権利を追求することを妨げられている

りも短いときは、六か月をこの期間に読み替える。(2)行為能力制限者に訴訟能力があるときは、この規定は適用されない。 て後もしくは代理の瑕疵がなくなって後六か月経過するまではこの者に対する時効は完成しない。定められた時効期間が六か月よ BGB二〇六条(1)行為無能力者もしくは制限行為能力者が法定代理人を有していない場合には、行為能力の制限がなくなっ

経過するまでは完成しない。定められた時効期間が六か月よりも短いときは、六か月をこの期間に読み替える。 続財産についての破産手続が開始される時からまたは請求権が代理人によってもしくは代理人に対して主張されうる時から六か月 BGB二○七条 相続財産に属するもしくは相続財産に対する請求権の時効は、相続人によって相続が承認される時もしくは相

払命令)の送達、1a.民事訴訟法七九四条一項一号に示された種類の和解機関での和解申立てによる請求権の主張、2.破産手 求めて訴えを提起するときは、時効は中断する。(2) 以下の場合は、訴えの提起と同じである。1.督促手続における督促決定 (支 BGB二○九条 権利者が、請求権の満足(Befriedigung)もしくは確認を求めて、執行文の付与もしくは強制執行判決の宣告を

制執行手続の着手および、強制執行が裁判所もしくはその他の官庁に係属している限りにおいて、強制執行の申立て。 続における請求権の届出、 3. 請求権の相殺の裁判上の主張、 4. その結果に請求権が左右される訴訟における訴訟告知、 5

強

その他の方法で解決されるまで継続する。 BGB二一五条(1)訴訟における相殺の主張によるもしくは訴訟告知による中断は訴訟が既判力を伴って確定するかもしくは 中断は生じなかったものとみなす。二〇三条、二〇六条、二〇七条の規定をこの期間に準用する。 (2) 訴訟の終了後六か月以内に請求権の満足もしくは確認を求める訴えが提起されない

特定は判決を通して行われる。特定が遅延しているときもまた同じである。 るべき場合において、行われた特定が衡平に一致するときにのみ相手方に対して拘束力がある。特定が衡平に一致していないときは、 て行われることが認められねばならない。(2)特定は相手方に対する表示によって行う。(3)特定が公平な衡量によって行われ BGB三一五条(1)契約締結者の一方によって給付が特定されるべき場合において、疑わしきときは、特定は公平な衡量によっ

知った時から始まる。要求があれば、告知者は相手方に告知原因を遅滞なく文書で通知しなければならない。 で雇用関係を告知することができる。(2)告知は二週間以内にのみ行うことができる。期間は、告知権者が告知に決定的な事実を は雇用関係の合意された終了まで継続することが期待されえないときは、各契約当事者は重大な事由に基づき告知期間を要しない BGB六二六条(1)個別事例の全事情を考慮し、かつ両当事者の諸利益を衡量して雇用関係を告知期間の経過するまでもしく

対しそのことにより生じた損害の賠償義務を負う。(2) BGB八二三条 (1)他人の生命・身体・健康・自由・所有権・その他の権利を故意・過失により違法に侵害する者は、 略。 他

たがって返還する義務を負う。 法行為によって被害者の犠牲のうえに得ているものがあるときは、時効完成後も賠償義務者は不当利得の返還についての規定にし 害賠償について交渉が継続しているときは、当事者のいずれかが交渉の継続を拒絶するまで時効は停止する。(3)賠償義務者が不 かる。この認識がなくても、行為が行われた時から三〇年で時効にかかる。(2)賠償義務者と賠償権者との間で給付されるべき損 BGB八五二条(1)不法行為によって生じた損害賠償請求権は、被害者が損害と賠償義務者を認識した時から三年で時効にか

期間は、保険者が被保険者に対して、期間経過に結び付いている法律効果を指示して文書で要求されている請求を拒絶した後には が到達するまで時効は停止する。(3)給付を求める請求権が六か月以内に裁判上主張されないときは、保険者は給付義務を免れる。 求することができる年の終わりでもって始まる。 ·VG一二条 (1) 保険契約に基づく請求権は二年で時効にかかる。 (2)被保険者の請求が保険者に申請されているときは、 生命保険の場合は五年で時効にかかる。 保険者の文書による決定 時効は、 給付を要

じめて進行する。

できる。(5)略。

できる。以下略。(2)(3)略。(4)請求権をあらかじめ排除することはできない。契約関係終了後三か月以内に主張することが HGB八九b条(1)代理商は、以下の場合においては、契約関係終了後本人(Unternehmer)から相当な調整を要求することが

正誤表(二六巻一号)

一五一頁 七行目一四三頁一七行目

削除 (正)

課税されるもの

(誤)

課税されもの